

家畜保健衛生だより

令和3年度 第8号

重要です！薬剤の使用禁止期間と休薬期間

と畜検査において、家畜から動物用医薬品等が検出されることがまれにあります。

休薬期間を守らず、出荷した家畜に食品衛生法で定められた基準値を超えた医薬品等が残留すると、廃棄や回収の対象になります！使用している動物用医薬品の記載事項等について改めて確認し、適切に使用しましょう。

>「使用禁止期間」と「休薬期間」とは？

どちらも医薬品残留の可能性がある畜産物が食卓へ運ばれることを防ぐために、医薬品等を出荷前の家畜に投与してはならない期間です。

>「2つの期間の違い」は？

「使用禁止期間」と「休薬期間」の一番の違いは「使用禁止期間」を守らなかった場合、そのことだけで罰則が適用されます。「休薬期間」は直ちに罰則が適用されるわけはありませんが、食品衛生法違反となった場合、回収等が命じられることとなります。どちらも、期間が終わるまでは出荷できません。

>「使用禁止(休薬)期間の数え方

例) 食用にと殺する前4日間

日	月	火	水	木	金	土
1 投薬	2	3	4	5	6 出荷 OK!	7
使用禁止期間 4日間						

投薬当日と出荷日は使用禁止期間に含まれません。

医薬品の使用記録(台帳)をつけて、
出荷可能日を確認し、確実に保管しましょう。

神奈川県県央家畜保健衛生所

本所 〒243-0417 海老名市本郷3658
電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124
東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076
電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432

県央家保ホームページ

